

資料編 DISCLOSURE 2025

・リスク管理について—27

・計数資料——41

関崎灯台(大分県大分市)

自己資本の充実の状況等

リスク管理について

金融技術の発達、金融のグローバル化の進展等により、金融機関が直面するリスクは、多様化・複雑化が進んでおり、適切なリスク管理の重要性はますます高まっております。

リスクを的確に把握・分析・評価し、自らの経営体力の許容できる範囲内にコントロールすることを目的に、「リスク管理」を経営の最重要課題と位置付け、管理態勢の強化・充実に取り組んでおります。

リスク管理については、それぞれのリスク主管部署で日々リスクの把握・管理に取り組んでおり、緊急時には直ちに経営トップまで報告され、対処できる態勢としております。また、統合的にリスク管理を行い、定期的に開催する「融資審査委員会」「ALM委員会」または「経営会議」及び「常務会」にて、確認・評価と改善に向けた協議を行い、必要に応じて理事会に報告する体制を整えております。

用語解説

「統合的リスク管理」とは

金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスクカテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力(自己資本)と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

1. 健全経営

健全かつ安定した経営を行うため、統合的リスク管理を基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。

2. リスクコントロール

リスクの特性に応じ、分散化、極小化等リスクコントロールを行っております。

3. 適切なリスク管理

統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当組合の体力を上回らないよう適切に管理しております。

4. 安定収益の確保

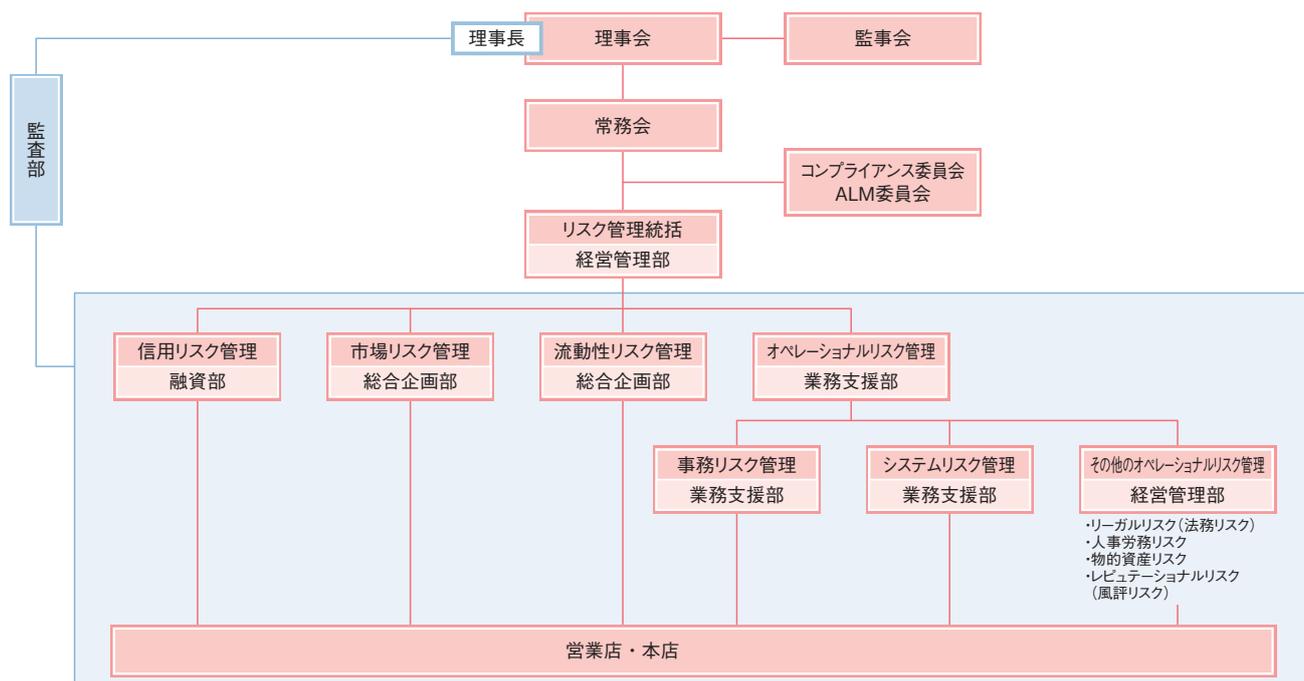
統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図っております。

リスクの種類・特性・基本姿勢

リスクの種類	リスクの特性	けんしんの基本姿勢	
信用リスク	取引先や信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失するのに伴い、損失を被るリスク	研修等の活動を通して貸出審査能力の向上を図るとともに、毎期、貸出資産に関する査定を厳正に行い、回収の危険性等に応じて、決算期に適正な償却・引当を実施しております。また、特定の業種や取引先に偏重することのないよう定期的に監視・分析・評価を行い、リスクの分散に努めております。	
市場リスク	市場の金利や為替相場・株式相場等の要因により、保有する資産の価格が変動することで損失を被るリスク	調達(預金等)と運用(貸出金、預け金、有価証券等)の利回りや構成状況、有価証券の時価評価等について定期的に監視・分析・評価を行い、保有資産の健全性と収益性の維持・向上に努めております。	
流動性リスク	予期せぬ資金の流出や、市場の混乱等により不利な資金調達を余儀なくされる場合などに損失を被るリスク	調達と運用の状況や、資金調達力を常時把握し、万一の緊急時に必要な資金の確保ができる管理態勢の向上に努めております。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	正確性を欠いた事務、あるいは事故・不正・情報漏洩等の発生により、利益や信用に損失を被るリスク並びに事務関連規程の不備で発生するリスク	事務処理の指針となる規程・マニュアル等の整備・改善を行うとともに、研修や臨店指導、定期的な自店検査、総合監査の実施などにより、事故の未然防止に取り組んでおります。
	システムリスク	コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備・不正使用等により、損失を被るリスク	最新のシステムとバックアップ体制機能を有する、全国信用組合の共同センター(SKC)に加盟しております。また、万一に備え、緊急事態が発生した際の対応マニュアルの整備や、緊急時を想定した模擬訓練の実施に取り組んでおります。
	その他オペリスク	上記以外のリスク(リーガルリスク、人事労務リスク、物的資産リスク、レピュテーションリスク等)についても、リスク統括部署および各担当部署がそのリスクを適正に認識し、お客さまへの影響や経営に与える影響を分析した上で、迅速かつ適切に対応する態勢を整備しております。	

リスク管理に関する体系図

令和7年4月1日現在



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに大分県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じて、当該お取引に制限をさせて頂いていただく場合がございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明記した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価については、自己査定における精度ある債務者区分の判定によるリスク量の把握、さらには業種別、与信集中によるリスク抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からのリスク管理を行っております。

個別案件の審査・与信管理については、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準（マニュアル）」並びに「資産査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定しております。

一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意（その他）先、要注意（要管理）先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金のうち破綻懸念先については、債権額から回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。実質破綻先及び破綻先については、債権額から取立不能見込額を直接減額し、さらに減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、それぞれの結果については外部監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトとは、債権の危険度を表す指標であり、自己資本比率を算出する際のリスク・アセット額を求めるために使用する資産毎の掛目のことです。自己資本比率の算出方法の中で標準的手法（あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する手法）を採用する金融機関については、リスク・ウェイトの判定に適格格付機関の付する格付（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することになります。

当組合は標準的手法を採用しており、保有する資産の一部（有価証券等）について以下の4機関の格付をリスク・ウェイトの判定に使用しております。

(株)格付投資情報センター (R&I)

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)

(株)日本格付研究所 (JCR)

S&P グローバル・レーティング (S&P)

用語解説

信用リスク関係 リスク・ウェイト

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

ALM

ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。

適格格付機関

バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。

金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。

信用リスク削減手法

当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、預金と貸出金の相殺等をいう。

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上 延滞エク スポージャー	延滞エク スポージャー		
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		その他 (投資信託等)					
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度				
国	内	539,767	537,430	301,155	318,494	98,494	100,463	140,117	118,472	3,616	5,334
国	外	4,406	6,418	—	—	4,406	6,418	—	—	—	—
地 域 別 合 計		544,174	543,849	301,155	318,494	102,900	106,882	140,117	118,472	3,616	5,334
製 造 業		17,334	19,953	8,111	8,897	9,212	11,015	11	41	79	47
農 業、林 業		2,726	2,928	2,726	2,928	—	—	—	—	24	14
漁 業		879	825	879	825	—	—	—	—	221	255
鉱業、採石業、砂利採取業		1,693	1,375	793	774	900	600	—	—	—	—
建設業		23,186	23,754	22,486	23,053	700	700	—	—	330	222
電気、ガス、熱供給、水道業		6,450	6,645	1,252	1,246	5,197	5,398	1	—	—	—
情報通信業		2,861	3,023	985	1,146	1,802	1,804	73	73	—	—
運輸業、郵便業		9,501	7,923	5,359	5,070	4,104	2,803	36	49	18	8
卸売業、小売業		19,455	20,162	17,120	17,926	2,302	2,204	31	31	79	96
金融、保険業		140,433	119,311	1,503	1,471	14,523	17,530	124,406	100,309	—	—
不動産業		45,371	48,854	40,579	44,247	4,792	4,607	—	—	275	811
物品賃貸業		1,247	2,344	641	942	606	1,401	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		2,651	3,066	2,651	3,066	—	—	—	—	1	4
宿泊業		16,867	17,214	16,867	17,214	—	—	—	—	1,727	1,895
飲食業		6,047	5,998	6,047	5,998	—	—	—	—	175	453
生活関連サービス業、娯楽業		10,936	10,935	10,932	10,935	—	—	4	—	222	216
教育、学習支援業		2,310	2,212	2,310	2,212	—	—	—	—	—	—
医療、福祉		13,515	14,134	13,515	14,134	—	—	—	—	30	470
その他のサービス		15,275	14,756	15,254	14,729	—	—	21	27	28	294
その他の産業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体		108,393	109,588	49,628	50,772	58,759	58,816	6	—	—	—
個 人		76,253	86,263	76,253	86,263	—	—	—	—	400	542
そ の 他		20,777	22,577	5,252	4,637	—	—	15,524	17,939	—	—
業 種 別 合 計		544,174	543,849	301,155	318,494	102,900	106,882	140,117	118,472	3,616	5,334
1 年 以 下		47,281	42,450	40,133	38,477	7,137	3,936	10	36	—	—
1 年 超 3 年 以 下		27,189	32,309	15,868	15,304	11,315	16,995	5	10	—	—
3 年 超 5 年 以 下		38,248	43,706	17,777	17,769	20,471	25,936	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下		47,529	42,151	29,815	30,458	17,713	11,692	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下		59,945	81,806	48,338	50,353	11,607	31,453	—	—	—	—
10 年 以 上		183,271	182,418	148,615	165,551	34,655	16,867	—	—	—	—
期間の定めのないもの		128,568	97,677	35	33	—	—	128,532	97,643	—	—
そ の 他		12,139	21,329	570	547	—	—	11,568	20,782	—	—
残 存 期 間 別 合 計		544,174	543,849	301,155	318,494	102,900	106,882	140,117	118,472	—	—

- (注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌月から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には有形固定資産等の資産や金融機関、学校法人、権利能力なき社団・財団等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 当組合は、信用リスクエクスポージャーにおけるデリバティブ取引は該当ありません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページ参照

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	—	1	△2	1	—	—
農 業、林 業	—	—	△0	—	—	—
漁 業	32	9	△22	△22	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	45	46	△18	0	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	44	6	△28	△37	—	—
金融、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	98	30	△67	△67	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	0	△0	—	—
宿泊業	462	129	△59	△333	—	—
飲食業	33	22	△13	△10	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	51	12	△3	△39	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2	0	2	△1	—	—
その他のサービス	22	70	△16	48	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
個 人	145	57	△73	△87	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	939	388	△305	△551	—	—

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額 令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	108,410
10%	—	30,242
20%	6,410	129,746
35%	—	6,049
50%	24,405	892
75%	—	107,228
100%	211	128,880
150%	—	1,695
250%	—	0
1250%	—	—
その他	—	—
合計	—	544,174

- (注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 オン・バランス 資産項目		オフ・バランス 資産項目	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
40%未満	256,228	14	100%	253,647
40%~70%	35,745	74	—	35,736
75%	109,483	64,385	1%	107,394
80%	—	—	—	—
85%	61,713	2,924	14%	60,968
90%~100%	23,665	2,231	3%	22,791
105%~130%	27,350	—	—	27,328
150%	6,425	14	—	6,394
250%	818	—	—	818
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	521,431	69,644	1%	515,078

- (注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に据えて算出した値のことであります。

信用リスク削減手法に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等ありますが、その手続については、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続がなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	4,190	4,665	1,100	2,562	—	—	—	—

- (注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
(注)2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45号(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引を行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引を行っておりません。

用語解説

市場リスク関係

派生商品取引(=デリバティブ取引)

有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を目指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。

証券化エクスポージャー

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産。

市場リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

市場リスクとは、為替等、市場の変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクには、金利変動に伴い損失を被る「金利リスク」と有価証券等の価格変動に伴って資産価格が減少する「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴って損失が発生する「為替リスク」があります。

当組合では、市場リスクについて、VaRにより計測し、これを当組合として取り得る許容範囲内に収めるとともに、市場リスクの管理と配分による適切な収益の確保に努めております。

市場リスクの状況については、「ALM委員会」を設置し、資産・負債のバランスを総合的に管理しております。具体的には、金融動向と金利予測をベースに収益実績の管理、収益シミュレーションの策定を行い、その予測と実績の差異などを把握・検討し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ資金調達・運用の効率化と収益の確保を図っております。

リスク量については、有価証券 VaR、金利リスク量及び株式・投資信託等の価格変動リスク量を計測し、自己資本への影響度のモニタリングを行い、ポートフォリオの適正化を図っております。

流動性リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失により、通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当組合では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、当組合の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指すことを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が適正な水準を維持するよう管理するとともに、毎月、資金繰りの状況について常務会へ報告しております。流動性資金の確保に向けた緊急時の資金調達手段としては、全国信用協同組合連合会に資金を預けるなど十分な支払準備資産を確保するほか、資金繰り状況に応じた対応策を「緊急時対策マニュアル」において定め、不測の事態に備えております。

オペレーショナルリスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と認識しており、「リスク管理基本規程」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、「オペレーショナルリスク管理規程」に基づいて定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理規程」に基づき、本部・営業店が一体となり、厳正な事務関連規程の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには内部牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務レベルの向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、ご意見・ご要望窓口の設置によるご意見・ご要望に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢に努めております。

リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。

また、これら一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、リスク管理の統括部署が各リスク主管部署に対し、リスク管理について定期的、あるいは必要に応じて報告を求め統合的に管理状況を検証するとともに、理事会、常務会、経営会議といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。

(2) オペレーショナルリスク相当額

基礎的手法を採用しております。

自己資本の構成に関する事項

本事項にて開示する諸計数については「協同組合による金融事業に関する法律第6条1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■当組合の自己資本比率について

自己資本は、主にコア資本に係る基礎項目と調整項目で構成されています。

令和6年度末の自己資本額のうち、積み立てているもの以外のものは、地域のお客さまによる普通出資金が該当します。

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当組合は、各エクスポージャー(※)が一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

※リスクにさらされている資産の度合いのことを指し、貸出金や有価証券などが該当します。

■単体自己資本比率

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	23,300	25,636
うち、出資金及び資本剰余金の額	13,969	15,359
うち、利益剰余金の額	9,442	10,427
うち、外部流出予定額(△)	112	150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	452	622
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	452	622
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	23,752	26,258
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	57	41
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	57	41
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する金額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	6
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	57	48
自己資本		
自己資本の額(イ—ロ) (ハ)	23,695	26,209
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	251,217	267,301
資産(オン・バランス)項目	250,392	266,616
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置(自己資本比率改正告示附則第12条第8項)を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△5,502	—
オフ・バランス取引等項目	824	684
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	10,670	10,410
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	261,887	277,712
単体自己資本比率(ハ) / (ニ)	9.04%	9.43%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた、「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクおよびオペレーショナルリスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の合計額	251,217	10,048	267,301	10,692
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	256,719	10,268	262,753	10,510
(i) ソブリン向け	3,387	135	3,097	123
(ii) 金融機関向け	37,559	1,502	22,218	888
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	682	27
(iii) カバード・ボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け	81,242	3,249	71,178	2,847
(v) 中小企業等・個人向け	78,462	3,138	—	—
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	—	—	83,364	3,334
トランザクター向け	—	—	—	—
(vii) 抵当権付住宅ローン	2,117	84	—	—
(viii) 不動産取得等事業向け	33,075	1,323	—	—
(ix) 不動産関連向け	—	—	51,344	2,053
自己居住用不動産等向け	—	—	4,672	186
賃貸用不動産向け	—	—	5,647	225
事業用不動産関連向け	—	—	36,606	1,464
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	4,417	176
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	2,106	84
(xi) 三月以上延滞等	3,202	128	—	—
(xii) 延滞等向け	—	—	6,786	271
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	17	0
(xiv) 出資等	3,691	147	—	—
出資等のエクスポージャー	3,691	147	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xv) 株式等	—	—	818	32
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	11,782	471
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	—	—	1,111	44
(xix) その他	13,981	559	8,927	357
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	4,548	181
ルック・スルー方式	—	—	4,548	181
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	1,547	61	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△7,049	△281	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	10,670	426	10,410	416
BI	—	—	6,940	277
BIC	—	—	832	33
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	261,887	10,475	277,712	11,108

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(xviii)に区分されないエクスポージャーです。

7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

(オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15% ÷ 8%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

9. 当組合は、標準的計測手法かつ ILM を「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	3,532	—	3,532	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,973	—	6,973	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	0%
我が国の地方公共団体向け	94,819	—	94,819	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	0%
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	0%
地方公共団体金融機構向け	1,509	—	1,409	—	140	10%
我が国の政府関係機関向け	3,994	—	2,502	—	250	10%
地方三公社向け	3,034	—	2,033	—	406	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	104,881	—	104,881	—	22,210	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,309	—	2,309	—	682	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	0%
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	101,868	4,722	99,866	419	71,178	71%
特定貸付債権向け	983	—	983	—	983	100%
中堅中小企業等向け及び個人向け	110,670	64,818	108,179	410	83,364	77%
トランザクター向け	—	—	—	—	—	0%
不動産関連向け	59,369	—	59,296	—	51,344	87%
自己居住用不動産等向け	11,704	—	11,704	—	4,672	40%
賃貸用不動産向け	8,035	—	8,034	—	5,647	70%
事業用不動産関連向け	35,168	—	35,139	—	36,606	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	0%
A D C 向け	4,460	—	4,417	—	4,417	100%
劣後債権及びその他資本性証券等	2,106	—	2,106	—	2,106	100%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,814	88	4,778	—	6,786	142%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	17	—	17	—	17	100%
取立未済手形	40	—	40	—	8	20%
信用保証協会等による保証付	22,982	14	22,978	14	2,299	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	0%
株式等	818	—	818	—	818	100%
合 計	521,431	69,644	514,233	844	240,931	46%

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

2. 「CCF」は、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」は、信用リスク・アセットの額を CCF-信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

■標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																	合計		
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%		250%	その他
	令和6年度																			
現金	3,532	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,532
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,973	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,973
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	94,819	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94,819
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	1,409	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,409
我が国の政府関係機関向け	—	2,502	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,502
地方三公社向け	—	—	2,033	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,033
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	92,536	—	12,345	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	104,881
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	2,309	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,309
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	9,507	—	—	—	—	24,612	—	—	200	60,968	—	4,996	—	—	—	—	—	100,285
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	983	—	—	—	—	—	983
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	20	—	—	—	—	—	0	—	—	100,823	—	—	7,744	—	—	—	—	—	108,589
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	1,516	1,032	2,345	31	296	488	6,672	984	2,420	6,370	—	5,390	4,417	27,328	—	—	—	59,296
自己居住用不動産等向け	—	—	1,516	1,032	2,186	—	296	—	6,672	—	—	6,370	—	—	—	—	—	—	—	11,704
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	159	31	—	488	—	984	—	6,370	—	—	—	—	—	—	—	8,034
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,420	—	—	5,390	—	27,328	—	—	—	—	35,139
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,417	—	—	—	—	4,417
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,106	—	—	2,106
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	7	—	—	—	—	—	—	259	—	—	—	—	—	224	—	4,287	—	—	4,778
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	17
取立未済手形	—	—	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40
信用保証協会等による保証付	—	22,993	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,993
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	818
合 計	105,325	26,932	105,635	1,032	14,690	31	296	488	31,545	984	2,420	107,394	60,968	5,390	17,401	27,328	6,394	818	—	515,078

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続きの概要

出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかる市場関連リスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じて経営陣に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当組合が定める「有価証券運用準則」や投資ガイドラインに基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当組合が定める「資金運用規程」及び「有価証券運用準則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	678	678	851	851
非上場株式等	1,513	1,513	1,534	1,534
合計	2,191	2,191	2,385	2,385

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	83	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。

■貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	325	456

(注) 「貸借対照表で確認され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,142	4,548
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されないエクスポージャー	—	—

銀行勘定における金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことです。当組合では、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合における銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を提案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを月次で計測し、「ALM 委員会」で協議・検討をするとともに、必要に応じて常務会に付議・報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。なお、ヘッジ会計等の金利リスクの削減手法は採用していません。

・金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債）について、金利の変動により発生するリスク量をみるものです。当組合では、複数の金利変動幅のシナリオを想定し金利リスク量を計測しております。

普通預金や当座預金等の要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の皆さまのご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当組合では、内部モデルを用いて要求払預金残高の59%相当額を0～10年の期間に振り分けて（要求払預金の平均満期3.711年）リスク量を算定しております。

また、契約上満期の定めのある定期預金や固定金利住宅ローンは、満期以前に解約もしくは返済されることがありますが、こうしたリスクについては一定の期限前解約率もしくは期限前返済率を用いて、金利リスクへの反映を図っております。

計 算 手 法	再 評 価 法	基準月のイールドカーブ（期間ごとの市場金利）に金利ショック幅を加算し、変動後のイールドカーブで理論値を求め、基準月の現在価値とその理論値との差額を金利リスク量とする方法
コ ア 預 金	対 象	流動性預金（普通、貯蓄等）
	算 定 方 法	過去の預金残高及び預金金利の推移をもとに、統計的分析により①高確率で滞留する額②市場金利に追従しない額を求める方法
	満 期	最長10年以内
金 利 シ ョ ッ ク	上方パラレルシフト、下方パラレルシフト又はスティーブ化	
固 定 金 利 貸 出	期限前返済率のベースを3%とする	
定 期 預 金	期限前解約率のベースを34%とする	
複数の通貨の集計方法	△ EVE は、正となる通貨のみを単純合算している。△ NII は、符合に関係なく通貨ごとの△ NII を単純合算している。	
スプレッドに関する前提	考慮していない	
そ の 他 の 前 提	保有投資信託の金利リスクは、修正デュレーションをもとに GPS 方式により計測。その他、金利リスクの算定に重大な影響を及ぼす前提、また計測値の解釈や重要性に関する事項はない。	

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項 番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		1	上方パラレルシフト	2,143	2,845
2	下方パラレルシフト	—	—	305	△99
3	スティーブ化	1,518	2,376		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,143	2,845	305	△99
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	26,209		23,696	

(注)1. 当局の開示定義に従い、△ EVE のプラス表示は経済的価値減少、△ NII のプラス表示は期間収益減少を示しております。

(注)2. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

■自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(単位:百万円)

		令和6年度
発 行 主 体	大分県信用組合	
資 本 調 達 手 段 の 種 類	普通出資	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	15,359	
償 還 期 限	—	
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約がある場合は、その概要	—	

法令等遵守(コンプライアンス)の体制

■コンプライアンス態勢

信用組合の業務は、中小企業等協同組合法などをはじめとして関係する各種法令に基づいて行われています。

特に金融機関は社会的責任と公共的使命が高く、金融業務において多くの遵守すべき法令・ルールがあり、お客さまの保護が求められています。

当組合では、法令等遵守(コンプライアンス)を経営上の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス委員会が、コンプライアンス・プログラムに基づき、実施状況の検証を行っており、経営管理部が統括として全体の管理を行っています。

また、法令等遵守の認識を高めるため、役職員研修・実践を重ねることにより、コンプライアンス重視の企業風土を醸成し、お客さまの信頼性向上に努めております。

■コンプライアンスの基本方針

1. 社会的責任(CSR)と公共的使命

金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客さま及び社会からの信頼・信用を確保します。

2. 信頼の確保

法令、諸規則、諸規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行して、コンプライアンスの実践を図ります。

3. 経営の透明性確保

その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

4. 人間尊重の精神

職員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保します。

5. 環境問題と社会貢献活動への取り組み

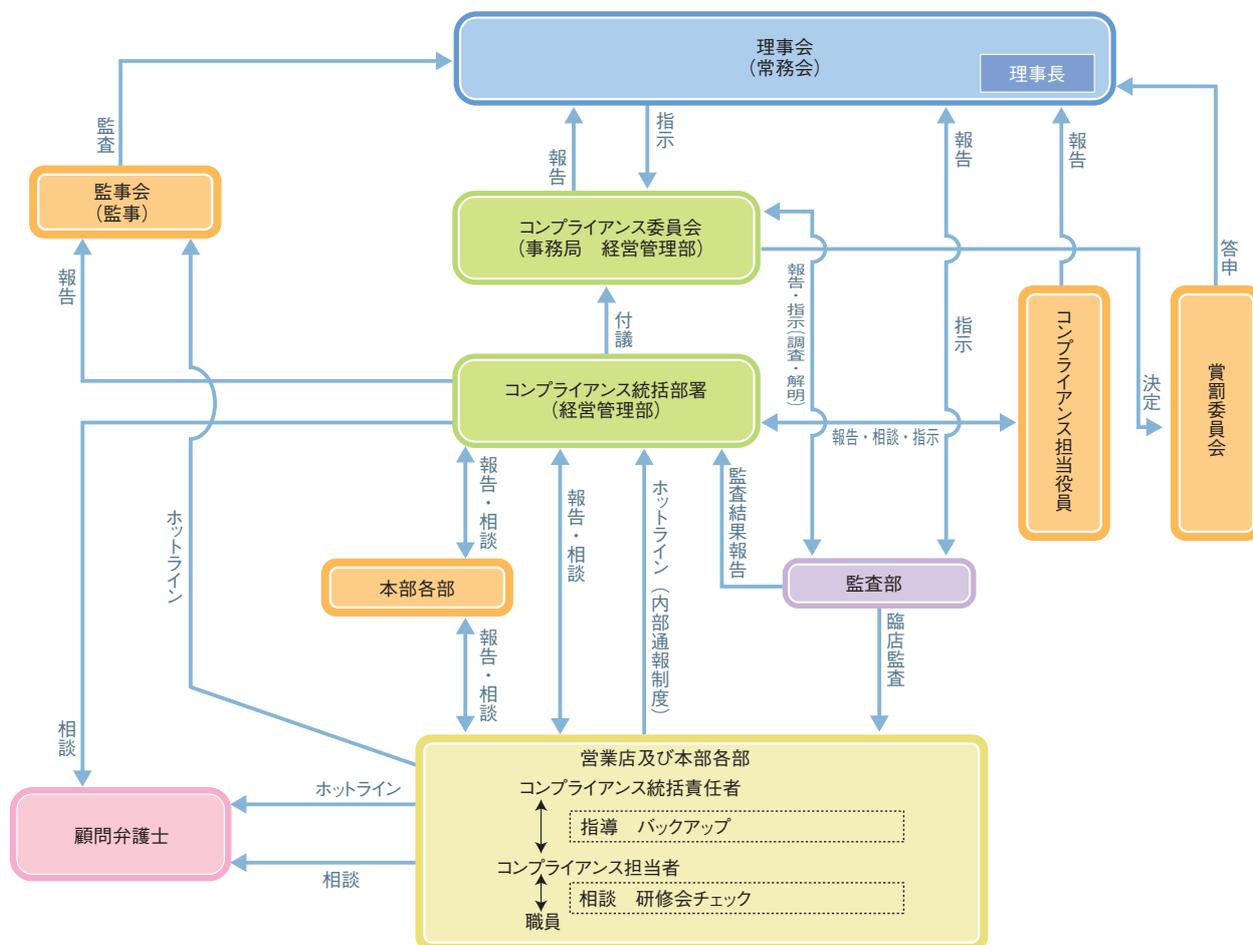
社会の構成員であること及び地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組みます。

6. 反社会的勢力との決別

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。

■コンプライアンス体制

令和7年4月1日現在



顧客保護等管理の体制について

顧客説明管理態勢

お客さまへの説明を要する業務やリスク商品等を適切に販売するために「説明マニュアル」等の規程を制定しております。また、研修会や勉強会を開催し、知識と実践の向上に努めております。

顧客サポート等管理態勢

お客さまからのご意見・ご要望等を経営に反映させるため、営業店内に「意見箱」の設置やホームページ上に「お問い合わせ」ページを設けております。また、「ご意見・ご要望対応委員会」を開催し、改善対応に努めております。

顧客情報管理態勢

お客さまの情報を適切に管理するために、「個人情報保護規程」等を制定し、顧客情報の適切な管理に努めております。

外部委託管理態勢

業務を外部業者に委託するにあたっては「外部委託取扱規程」等を制定し、外部委託先においてお客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めております。

利益相反管理態勢

当組合およびグループ会社とお客さまの間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令や当組合の定める「利益相反管理方針・規程」に基づき、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、適切に措置を講じ、業務を遂行しております。

お客さまのご意見を真摯に受け止め、満足していただける金融サービスを実現するため、顧客保護および利便性の向上に努めています。



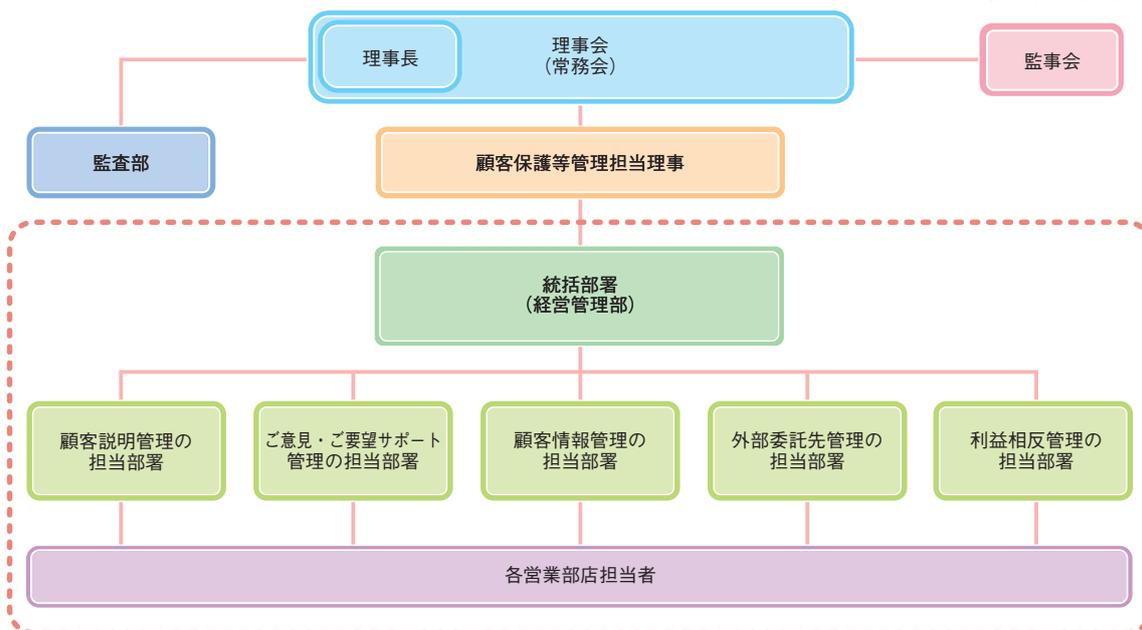
顧客保護等管理体制

個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律および関係法令等を遵守して、お客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めております。

個人情報の保護と利用に関する考え方および取り組み方針を示した「個人情報保護宣言」については、全店の店頭に掲示するとともに、ホームページ (<https://www.oita-kenshin.co.jp>) でも公表しております。

なお、個人情報の取り扱いにつきましては、これからも適宜見直しを行い、改善してまいります。

令和7年4月1日現在



相談窓口について

個人の皆さまや、中小企業・個人事業主の方々のご要望などに対しまして、幅広いニーズにお応えできるように、窓口を設置しております。お気軽にご相談ください。

※以下に記載のない金融商品・サービスのご提供や、経営関連のご相談も広く承っておりますので、お近くの営業店にご相談ください。

健康融資ファンドに関するご相談窓口

当組合は、大分県が推進する健康寿命日本一の取り組みに賛同し、健康寿命日本一おうえん企業として、市町と開発した「健康定期」を通して大分県民の健康づくりを応援しています。

この「健康定期」でお預けいただいた資金を県民の健康づくりに循環させることを目的に、融資ファンドを取り扱っております。

☎ 電話 0120-017-319(フリーダイヤル)

受付時間 午前9時～午後5時

※お近くの営業店でも承っております。

お借り入れの弁済負担軽減等に関するご相談窓口

お客さまの経営改善や再生の可能性を勘案しつつ、返済方法の見直し等のお申込やご相談を承っております。

☎ 窓 口 お近くの営業店へご相談下さい。

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

起業や経営支援等に関するご相談窓口

起業をお考えのお客さまや、高度・専門的な課題でお悩みの方々に、当組合がお客さまとともに解決策を導き出すためのご相談窓口です。

☎ 窓 口 けんしん中小企業支援センター

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

☎ 電話 097-573-7297

☎ 電子メール kigy@oita-kenshin.co.jp

各種ローンや借り換えなどについてのご相談窓口

お客さまの状況と条件にあったローン商品をご紹介、または借り換えをご検討している方々へのご相談窓口です。

☎ 窓 口 営業統括部

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

☎ 電話 0120-393-528(フリーダイヤル)

※お近くの営業店でも承っております。

資産運用についてのご相談窓口

お客さまの資産状況にあった最適な金融商品・サービスをご提供できるように、まずはご相談を承っております。

☎ 窓 口 営業統括部

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

☎ 電話 0120-393-528(フリーダイヤル)

※お近くの営業店でも承っております。

ご意見等・紛争解決についての窓口

[ADR(裁判外紛争解決)に対応した窓口]

・ご意見等処理措置

ご契約内容や商品に関するご意見等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

☎ 窓 口 経営管理部

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および当組合の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

☎ 電話 0120-737-253(フリーダイヤル)

なお、ご意見等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、ホームページ(<https://www.oita-kenshin.co.jp>)をご覧ください。

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所(電話:03-3286-2648)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(電話:0570-022808)

・紛争解決措置

福岡県弁護士会紛争解決センター(電話:092-741-3208)、東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249)で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記経営管理部または下記窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

☎ 窓 口 一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

受付日 月曜日～金曜日

(土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く)

受付時間 午前9時～午後5時

☎ 電話 03-3567-2456

住 所 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(全国信用組合会館内)

なお、仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

① 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

例えば、福岡県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後の手続きを当該弁護士会の仲裁センターで進めることができます。

② 現地調停:東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

例えば、大分県弁護士会(や福岡県弁護士会)の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の斡旋人とは面談で、東京の弁護士会の斡旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているわけではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。